

贈収賄防止ガイドライン

本ガイドラインの対象者は、当社及びその子会社並びに関係会社の役員及び従業員、その他出向者、契約社員、派遣社員等、当社の事業運営に関わる者とする。

1. 行動基準（個人としての遵守事項）

1-1. 贈収賄の禁止

公務員及びこれに準じる者（以下「公務員等」という）に対して、不当な便宜を図ってもらうことを目的として、金銭その他の利益を供与又は受領し、約束し、又は申し出るといった行為をしてはならない。

1-2. 贈答の制約

取引先又はその役員・従業員等関係者から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の利益供与を受けるなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為をしてはならない。

1-3. 政党および慈善団体への寄付

以下の目的のために、直接・間接を問わず、慈善団体、政党、政党の党员、公選候補者、政党に近い研究機関やシンクタンク、圧力団体やロビー団体のメンバーに対し、支払い、貸付け、寄付、贈答、利益供与等の行為をしてはならない。

- (a) 上記の者、その他の民間人や公務員による、不適切な職権の行使や活動の実施（そのようにみなされるおそれのある行為を含む）を誘引し、またはこれを報奨すること
- (b) 当社グループ各社の事業又はその他の利益を獲得・維持する意図で、上記の者や他の公務員に対し、その職務行為に影響を与えること

1-4. 第三者を経由した贈収賄等の禁止

代理店、コンサルタント、販売先、取引先、家族、友人、その他いかなる第三者を経由した場合であっても、前三条に違反する行為（以下「贈収賄等行為」という）をしてはならない。

1-5. ファシリテーション・ペイメント

国及び地域によっては、公務員等から通常の行政手続きを迅速化又は円滑化するために法的な根拠がない小額の支払（以下「ファシリテーション・ペイメント」という）を要求されることがあるが、原則として、ファシリテーション・ペイメントは禁止とする。

1-6. 違反時の措置

本ガイドライン又は各国の贈収賄等に関する法規制に違反した場合、社内規程や当該規制に基づき、処罰されることがある。また、実際に違反があった場合や、違反が疑われる行為を認識した場合、速やかに当社グループ各社の法務又はコンプライアンス所管部門へ報告すること。

2. 会社としての取組事項

2-1. 記録管理

当社グループの各社は、贈収賄等に関する法規制及び本ガイドラインの遵守を担保するため、取引に関する全ての支払いと受領について記録し、適切に保管する体制の構築、維持に努めること。

2-2. 啓発活動

当社グループの各社は、贈収賄等に関する法規制及び本ガイドラインへの理解向上のため、必要に応じて、贈収賄等防止に関する教育・研修を実施すること。

2-3. 第三者を経由した贈収賄等防止対策

当社グループの各社は、第三者による意図しない贈収賄等行為を防止するために、必要に応じて、第三者を起用する際に適切な審査を実施したり、契約書や誓約書等で贈賄禁止の義務を課す等の措置を講じること。

3. その他

3-1. 本ガイドラインと地域ガイドラインの関係

地域もしくは各社の独自に定めるガイドラインは、本ガイドラインと矛盾してはならず、本ガイドラインの内容との間に相違が生じた場合は、本ガイドラインが優先する。

3-2. 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインの改訂は当社総務部長が立案し、当社リスクマネジメントオフィサーの決裁にておこなう。

2016年 3月 25日 制定

2025年 12月 16日 改訂